令和9年度 日本私立学校振興・共済事業団 私学研修生募集要項

この募集要項は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が行う私立学校等の職員に対する研修について必要な事項を定めるものである。

1. 私学研修生の募集

私学研修生の募集は、私立学校等の要請に応じ、公募により行うものとする。

2. 私学研修生の受入れ

事業団は、公募により受入れを決定した私立学校等が派遣する職員を受け入れ、特定の部署において以下の第3項から第5項の内容の研修を実施するものとする。

3. 研修部署

研修部署は、私学経営情報センター私学情報室および助成部補助金課とする。

4. 研修期間

研修期間は1年間とし、原則として前項の部署において6ヵ月間ずつ研修するものとする。

5. 研修内容

研修は、以下の内容を組み合わせて実施することとする。
なお、研修期間中の状況等により、変更することがある。

（1）事業団の実務の中で行う実務型研修
（2）事業団による各種調査等に同行する見聞型研修
（3）事業団内外で行われる各種講義等を受講する講座型研修
（4）その他
（詳細は別紙「研修計画書」を参照のこと。）

6. 私学研修生の身分

私学研修生は、所属する私立学校等の職員の身分のまま研修するものとする。

7. 経　費

（1）私学研修生の研修期間中の給与等は、所属する私立学校等が負担するものとする。
（2）各種の社会保険等は、所属する私立学校等において継続して加入するものとする。
（3）事業団の事務所以外で行う研修に直接要する経費は、事業団の規程に定めるところにより、事業団が負担する。

8. 研修費用

研修費用は徴収しないこととする。

9. 研修時間等

研修時間は、原則として事業団の勤務時間に準じて行うこととし、事業団の内外で行われる各種講義を受講する場合などを除き、事業団の定める勤務時間を超えての研修は行わないこととする。

なお、私学研修生の勤務時間、休日、休暇の扱いについては、事業団と私学研修生が所属する私立学校等との間で別途協議する。

また、長期の病気休暇に該当する事由が発生した場合についても、当該私立学校等との間で協議するものとする。

10. 遵守すべき事項

私学研修生は次の行為をしてはならない。

（1）事業団の信用を傷つけること、事業団の名誉を侵害すること。
（2）法令、事業団が定める規則や規定等に抵触すること。
（3）事業団が所有または管理する財産を許可なく使用すること（複写、き損等を含む）。
（4）研修中に知り得た個人情報や機密情報等の開示、漏えい、研修以外での目的で利用すること（研修終了後も同様）。
（5）事業団の秩序、規律を乱すこと。

11. 研修報告

研修状況については、私学研修生が事業団を通して所属する私立学校等に定期的に報告することとする。

12. 修了証書

研修期間を修了した私学研修生には、修了証書を授与する。

13. 募集人数

8名程度

14. 対　象

（1）学校法人での勤務経験が原則として3年以上あること
（2）令和9年4月1日現在で原則として35歳以下の私立学校等の職員

15. 応募方法

令和8年11月20日（金）までに、別紙様式1により事業団総務部人事課宛郵送することとする。

16. 選定方法

受入れ私立学校等の選定については、事業団の業務の性格に鑑み、大学・短期大学法人の私立学校を優先する。ただし、所轄庁等または事業団から管理運営上の問題を指摘されている私立学校等は、研修生の受入れを断る場合がある。

なお、選定は次の順で行うこととする。

（1） 事業団に過去5年以内に私学研修生を派遣したことのない私立学校等

（2） 事業団に過去5年以内に私学研修生を派遣したことのある私立学校等

（3） (2)については、派遣人数の少ない私立学校等を優先する

17. 私学研修生受入れ私立学校等の決定

事業団は、私学研修生の受入れを決定したときには、速やかに私立学校等に対して通知する。

18. 私学研修生の決定

受入れ決定の通知を受けた私立学校等は、令和9年1月15日（金）までに、別紙様式2により必要事項を記入のうえ、履歴書（写真付）を添付のうえ事業団に提出する。

19. 覚　書

私学研修生の受入れに際しては、私立学校等と事業団の間で、研修時間、経費等に関する覚書を取り交わすものとする。

20. 問い合わせ先

〒102-8145　東京都千代田区富士見 1－10－12

日本私立学校振興・共済事業団　総務部人事課

ＴＥＬ：03-3230-7884

ＦＡＸ：03-3230-9193

e-mail：jinji@shigaku.go.jp